令和８年第１６回

荒川区教育委員会定例会

令和８年８月２８日
於）ゆいの森あらかわ　会議室

荒川区教育委員会

令和８年荒川区教育委員会第１６回定例会

１　日　　時　　令和８年８月２８日　　午後１時３０分

２　場　　所　　ゆいの森あらかわ　会議室

３　出席委員

教育長	阿部忠資
教育長職務代理者	長島啓記
委員	八木敦子
委員	中澤礼子
委員	繁田雅弘

４　出席職員

教育部長	菊池秀幸
教育総務課長	浦田寛士
教育施設課長	井上千恵
教育施設計画担当課長	福木妙子
学務課長	町田美幸
指導室長	塩尻　浩
登校・放課後サポート課長	古賀一高
教育センター所長	三田典子
書記	大西寛和
書記	芦川貴一
書記	吉田夏彦
書記	宮島弘江

（１）審議事項

議案第１９号　令和７年度荒川区一般会計決算（教育関係）に対する意見の聴取について

議案第２０号　財産の取得（児童生徒用机椅子）に対する意見の聴取について

議案第２１号　令和９年度に特別支援学級で使用する一般図書の採択について

（２）報告事項

ア　荒川区学校施設建替え計画の素案等について

イ　自閉症・情緒障害特別支援学級の整備について

（３）その他

○教育長　ただいまから荒川区教育委員会令和８年第１６回定例会を開催いたします。

本日、２時開催のところ３０分繰り上げてお越しいただきまして、本当にありがとうございます。この後、防災部の被災地訪問報告会もありますので３０分早めにということだったので、委員の先生方におかれましては、早めに御参集いただきまして、ありがとうございました。

出席者数の御報告を申し上げます。本日５名出席でございます。

議事録の署名委員は、長島委員及び八木委員にお願いいたします。

５月８日開催の第９回定例会及び５月２２日開催の第１０回定例会の議事録につきましては、前回の定例会で配付し、この間、確認していただきました。本日、特に委員の皆様から御意見等がなければ承認したいと存じますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○教育長　それでは、承認いたします。

また、６月１２日開催の第１１回定例会及び６月２６日開催の第１２回定例会の議事録を事前にお送りしてございます。次回の定例会で承認についてお諮りいたしますので、次回までに御確認いただき、何かお気づきの点があれば事務局まで御連絡を頂ければと存じますので、よろしくお願いいたします。

それでは、本日の議事日程に従いまして議事を進めます。本日は審議事項が３件、それから報告事項が２件でございます。

まず初めに、議案第１９号「令和７年度荒川区一般会計決算（教育関係）に対する意見の聴取について」、教育総務課長より説明をお願いいたします。

○教育総務課長　それでは、議案第１９号「令和７年度荒川区一般会計決算（教育関係）に対する意見の聴取について」につきまして御説明申し上げます。

提案理由でございます。令和８年度荒川区議会定例会・９月会議で認定に付するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２９条の規定に基づきまして、区長が教育委員会の意見を聴取するというものでございます。

内容でございます。まず、令和７年度一般会計教育予算の歳入のところを御覧いただければと存じます。各項の収入済額と収入率につきまして御報告をさせていただきます。

款１２使用料及び手数料４６９万２，０３７円、収入率が１２４．７％。款１３国庫支出金１億２，２０９万４，１２５円、収入率が６５．８％。款１４都支出金８億４，８１８万９，０５１円、収入率が１０１．３％でございます。款１６寄付金１，０００万円。款１９諸収入６３６万５，５０１円、収入率が８３．５％。款２０特別区債７億４，４６０万円、

収入率が９９．９％。教育関係の収入済額全体が１７億３，５９４万７１４円、９７．６％ということになります。

その下の項目の歳出でございます。教育費全体で支出済額が１２０億２９万３，５８５円、不用額につきましては記載のとおりでございます。執行率につきましては８９．２％となってございます。

その内訳でございます。教育総務費３２億４，１９１万８，６１７円、執行率が８８．７％。小学校費５５億４，０８４万２，６１３円、９１．２％の執行率になります。中学校費２１億９，８５１万６，６３０円、８７．８％の執行率です。校外施設費２億５，５３６万６，８５４円、執行率が８２．３％。幼稚園費７億６，３６４万８，８７１円、執行率が８３．９％になります。

続きまして、おめくりいただきまして、さきに説明した歳入の資料を御覧いただければと存じます。５ページでございます。

上の表につきましては、先ほどの記載のとおりでございますので割愛させていただき、主な歳入の収入額につきまして御説明申し上げます。

分担金及び負担金についてはゼロでございまして、使用料及び手数料につきましては、教育使用料（学校使用料、目的外使用料）、こちらが２６８万７，０００円でございます。合わせまして、幼稚園こども園保育料が２００万５，０００円。こちらが計上されているものでございます。

国庫支出金につきましては、子ども子育て施設支援整備交付金が７，７８６万９，０００円。こちらは峡田小学校増築校舎が対象となってございます。その下の学校施設環境改善交付金が３，３６５万５，０００円。こちらは空調設備、バリアフリー等の整備が対象となってございます。続きまして、子ども子育て支援交付金が６７４万８，０００円。こちらは安全パトロール、預かり教育などが対象となってございます。

続きまして、都支出金につきましては、東京都スクールソーシャルワーカー活用事業補助金が３，８５６万２，０００円、スクール・サポート・スタッフ配置支援事業が９，３３３万４，０００円。こちらは副校長の事務補佐の歳入となってございます。その下、エデュケーション・アシスタント配置支援事業が７，７６３万８，０００円、東京都デジタル利活用支援員配置支援事業補助金が３，５４７万円、こちら人件費補助となってございます。

寄付金につきましては、指定寄附金ということで、英語教育に使ってほしいという方からの１，０００万円が計上されているところでございます。

諸収入につきましては、奨学資金貸付金返還金として７７万７，０００円が計上されているところでございます。特別区債につきましては、学校施設等整備事業として７億４，４６

６万円、峡田小学校増築校舎建設工事や尾久宮前小拡張用地に充当されているところでございます。

続きまして、おめくりいただいて資料の７ページ、歳出につきまして御説明申し上げます。総括表につきましては記載のとおりとなってございます。主な事業について申し上げます。

児童交通安全対策につきましては、執行率８７．５％でございます。長寿命化計画に基づきます改修工事費は７５．５％の執行率でございます。区立学校等における補助教材の一部及び遠足・修学旅行費用等の無償化につきましては６９．２％、学校パワーアップ事業は８８．８％、小・中学校英語教育の推進は８６．１％、特別支援教育の推進は８８．８％、学校図書館活用の支援・推進につきましては９７．３％の施行率でございます。

続きまして、不用額の内訳でございます。主なものを記載してございますので御覧いただければと存じます。

まず、事業実績減でございます。こちらにつきましては、幼小中の管理費におけます光熱水費や各種令達等の需用費の実績減により８，０８９万６，０００円。続きまして、施設整備費における家屋等修繕費や教育施設課執行の工事の執行減によりまして９，５０８万５，０００円。続きまして、一般給食事業における消耗品購入実績減や、令達分の実績減、また各学校の給食回数の減などにより５，９３９万９，０００円が生じたものでございます。

次に、ジャンルといたしまして事業未実施の部分でございます。これにつきましては、施設整備費における峡田小学校増築工事の未実施分として１，５４０万円でございます。これは翌年度に実施するためのものということでございます。

人件費実績減につきましては、人員配置による減などにより３億１，４１７万５，０００円が生じたものでございます。

次に、執行努力でございます。こちらにつきましては幼稚園管理費における閉園に伴う廃棄物の譲渡など、また再活用などによって不用品の廃棄量の削減により１，５１５万７，０００円が生じたものでございます。

次に、ジャンルといたしまして契約差金の部分でございます。こちらにつきましては、幼小中の施設整備費における営繕課執行委託工事や基盤整備課執行委託工事、備品購入費の差金などによって２億５，３４５万３，０００円、施設維持管理費における教育施設課委託の学校等受水槽・高架水槽等の清掃、また点検等業務委託の差金によって１，９８８万１，０００円、そして教育用コンピュータ運営費におけるＬＴＥ回線提供の契約や、その他の委託契約の差金によって２，８４３万４，０００円がそれぞれ生じたものとなってございます。

雑駁でございますけれども、説明は以上でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○教育長　ありがとうございました。ただいまの説明につきまして、何か御質問等ございますでしょうか。

今回、この令和７年度の決算関係の教育費に関わるものが出されたわけでございますけれども、９月本会議が終わりますと、決算に関する特別委員会が招集されて、そこで教育費に限らず全ての費目について、議会の特別委員会の中で話合いが進んでいくという状況がございます。教育費に関しても、細かいこういった数字に関することもありますけど、それ以上にふだんのその事業の執行状況ですとか、そういったことについても御質問が出るかもしれません。

今回のこの決算に関して、まず皆様方から御質問等あればお受けしたいと思います。

○繁田委員　歳出で主な事業のところなのですけれども、特別支援教育の推進の予算が９億ではないですか。８８％の執行ということは１億以上残っているということですね。これはどのように残ってしまったのかなと、不用額の内訳です。

○教育センター所長　教育センターのほうで特別支援教育を担当してございます。主な不用額は人件費になりまして、特別支援教育支援員ですとか幼稚園教育の補助員、そういった方々の補助費となるのですけれども、要は、そのニーズによって左右されます。特別支援を要するお子さんというのは増えているため、多く見積もって、不用の事態には備えられるようにする。また、欠員が生じたときに、そこにきちんとあてがえられるように人件費として確保しておく必要がございまして、その余剰分として少し多めに見積もっているといったところが、そちらの結果となってございます。

○繁田委員　分かりました。

○教育長　ほかにございますでしょうか。

○長島委員　同じところで、執行率が６９．２％で一番低くなっていると思うのですけど、補助教材の一部、それから遠足・修学旅行費用等の無償化のところが、必要としなかったのはどういった状況だったのかというのを教えていただければと思います。

○学務課長　今、御質問ありました、補助教材等の支援については、令和７年度から実施したところで、学年ごとに１人当たりの上限単価を設定して、人数分を各校にお渡しし、その中で各学校で選んだ教材等を購入いただく、残った額を返金していただくという流れになっております。

設定額を当初決めたときに、全校調査をして、その中で平均値にしてしまいますと、足りない学校が出てきてしまうので、不足がないようにということで上限額を設定して、実施をしたところです。実施してみますと１年目ということもあるのですが、各校工夫して教材を買っていただいた結果、この年度については５０万円から１５０万円ぐらい結構幅はあるの

ですけれども、返金額があったというところです。

また、この中にはアルバムの制作に対する補助金も含まれているのですけれども、アルバムにつきましても、予算額の設定が非常に難しくなっております。その理由としては、アルバムのような写真と原稿から物を作って製本して納品する場合に、小規模校の場合は１冊当たりの単価がかなり高くなるのですけれども、人数が多い学校は単価が下がる。そうした中で、全校分で予算を配置して執行している関係で、不用額というものが出てきてしまいます。

今後は、実態に近い形、ただ、不足がないようにということでの予算の計上というものは検討していなくてはいけないと考えております。

○教育長　結果として、今回７年度については若干の返金が多かったと。そういうところで出てきたのですね。

ほかに何かありますでしょうか。

では、私のほうから。歳入の関係で、都支出金のところで、東京都デジタル利活用支援員配置支援事業補助金３,５００万円余りというのは、どういった事業に対する補助金なのですか。

○学務課長　こちらについては、各校にデジタル利活用支援員、いわゆるＩＣＴ支援員という方を、おおよそ週１回派遣しております。それに対する東京都独自の補助金の制度で、支出額に対して４分の３補助額が出るというもので、その歳入額になっております。

○教育長　ありがとうございます。では、実際の支出はもうちょっとあるわけですね。分かりました。ＩＣＴ支援については、タブレットを先進的に導入していく中で、学校現場での活用が大きかったわけですけれども、学校現場は非常に助かったわけです。こういった都の補助が出ているのは非常にありがたいなと思います。

それから、先ほど若干説明はあったかと思うのですが、指定寄附金の関係１，０００万円ということで、御厚意を頂いたと、そういったことでございますか。

○教育総務課長　おっしゃるとおりでございまして、区民の方から遺産の一部を区の教育関係で活用してほしい。とりわけ教材費、タブレットＰＣなどの未来の子どもたちのために役立ててほしいという貴いお申し出を頂きまして、昨年度の末でございますが、３月１８日に１，０００万円という高額の御寄附を受領したものでございます。具体的には、国際社会で子どもたちが活躍して、英語力を育めるようにという御意向がございましたことから、ワールドスクールの実施でしたり、中学生の全学年の英検の受験料の補助でありましたり、外国人英語指導員の配置などに役立てるということで扱わせていただいてございます。以上でございます。

○教育長　ありがとうございます。１，０００万円という寄附を頂いて、学校現場で生かしてほ

しいというお話があったということです。とりわけグローバル社会で子どもたちが世界に羽ばたいていくという、そういったものに活用してほしいというお申出のようで、日本人が世界で活躍するというのはすごく大事といいますか、最近顕著だと思いますけれども、最近の例で言うと、国際刑事裁判所ＩＣＣですか。日本人女性の所長が時々テレビにも出てきます。世界の中で、裁判の関係などやっていく中で、日本としての在り方だとか、あるいはアメリカとの関係だとかいろいろあると思いますけれども、その立場でしっかりと日本人がこの世界で活躍していくというのが見られるというのは、本当にうれしいなと思うのと同時に、荒川区の子どもたちもそういった世界で活躍していけるようなものを目指していければなと思っておりますので、こういった御厚意を頂いて本当にありがたいことだと思います。

　また、その下の奨学資金貸付金返還金、７７万７，０００円という金額もあるのですが、そもそもどういった制度で、今回の返還金というのはどういったものか教えてもらえればと思います。

○学務課長　こちらにつきましては、中学校を卒業して高校等に入学される際に、経済的理由等により就学が困難な方に、入学準備金として奨学金という名称で支出しているものになります。お配りの資料に記載されているのは、現年度、令和７年度に返済を頂く分の金額になります。

○教育長　ありがとうございます。これはお一人で７７万７，０００円ですか。

○学務課長　公立高校に入学する場合は１０万円、私立高校の場合は５０万円をお渡ししております。

○教育長　そうすると、今回は何名ですか。

○学務課長　年度で申請者が変わってくるので、直近ですと２０名弱の方から申請を頂いております。

○教育長　２０名弱の方が御利用されるということなので、大変意義深い事業なのかなと思った次第です。ありがとうございました。

　あと、不用額の関係で言いますと、特別支援教育の関係もありましたけれども、先ほど説明があったように、人員配置による減で３億１，４００万円という数字がありますが、これはどういったものだったのですか。

○教育総務課長　まず、教育長御指摘の概括的に３億を超える不用額は人件費でございまして、教育委員会事務局の課別で１番２番というところでいきますと、例えば指導室の合計額が１億３，０００万円余の不用額が出てございます。それから、繰り返しになりますけれども、教育センターの人件費が９，２００万円弱の不用額が出てございます。補足は所管の課長からお願いできればと存じますけれども、例えば指導室でいきますと、事務補助、それから養

護教諭、区費でお支払いをしている時間講師、また幼稚園の事務専門員、幼稚園の事務補助員、それぞれ人件費が足りなくなったときに教育サービスが提供できないということにならないようにということで、かなりの危険率をかけた上で予算を多めに配分、充当しているところがございます。

加えて、教育センターでございますけれども、主なものといたしましては、繰り返しになるかもしれませんが、特別支援教育の支援員でしたり、幼稚園に行きましたら、こども園の保育補助員、専門の相談員の報酬、こういった予算を積み上げたものが計上額になっているといった状況でございます。

○指導室長　今、浦田課長からもございましたとおり、指導室事業で持っている人件費といたしましては、様々な職種が学校に入っております。教科専門指導員であったりとか、事務補助、それから養護教諭、スクール・サポート・スタッフや区費の講師。そのほかに幼稚園であれば専任講師であったりとか補助員、それから保育専門員も入っております。この１つ１つの職に欠員が出るだけで学校は回らなくなりますので、欠員のための補助のお金を必ず積み立てるということをしております。ですので、これがたくさん残るということは、職員の中で病欠等で欠員が出ずに運営できたということになっております。以上でございます。

○教育長　ありがとうございました。字面だけ読むと、人員配置による減で３億は一体何だろうということがあるので、説明をお聞きして、内容についてよく分かりました。ありがとうございました。

そのほか何かこの決算の関係で、委員の皆様からあればお受けしたいと存じますが、よろしいですか。

〔「なし」の声あり〕

○教育長　ありがとうございました。それでは、議案第１９号について質疑がないようですので終了いたします。

議案第１９号について意見はございますか。

〔「なし」の声あり〕

○教育長　討論を終了いたします。

議案第１９号につきまして、異議はございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○教育長　異議ないものと認めます。議案第１９号「令和７年度荒川区一般会計決算（教育関係）に対する意見の聴取について」につきましては、原案のとおり決定いたします。

次に、議案第２０号「財産の取得（児童生徒用机椅子）に対する意見の聴取について」、学務課長より説明をお願いします。

○学務課長　議案第２０号「財産の取得（児童生徒用机椅子）に対する意見の聴取について」、御説明をいたします。

まず、提案の理由でございます。令和８年度荒川区議会定例会・９月会議に提案するため、関係法令に基づき、区長が教育委員会の意見を聴取するものでございます。

項番１を御覧ください。取得の目的は、荒川区立小中学校の児童生徒の机・椅子を購入するものでございます。

項番３、財産の明細です。児童生徒用机を６３８台、椅子を６３８脚でございます。

項番４、取得金額でございます。こちら机と椅子を合わせた金額で、総額で２，４７８万７，５７６円でございます。

項番５、取得の方法は、制限付き一般競争入札によりまして、最低価格提示者と契約を行います。

項番６、本件契約の取得の相手方は記載のとおりでございます。

次ページを御覧ください。こちらの資料は、区長が議会で提出する議案でございまして、ただいま説明した内容と同じでございます。

その次の参考資料につきましては、７月２４日に本件の入札が行われ、その入札の結果を示してございます。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○教育長　ありがとうございました。ただいまの説明につきまして、何か御質問等ございますでしょうか。

○繁田委員　内容に異論はないのですけれども、教えていただきたいですが、授業の見学をすると、ノートがあって、教科書を広げて、タブレットがあって重なっているのです、大体。小さな机で。あのサイズは誰がどういう基準で決めているのですかというのが、もし分かったら教えていただきたいのですが。

○学務課長　こちらについては、旧ＪＩＳの規格で購入している机を統一的に使っております。今お話しいただいたように、タブレット等もありますので机の面積が狭いのではないかという御意見もあるかというのはこちらも認識しているところなのですけれども、基本的に統一で購入しているものになります。もし大きくする場合も、やはり一斉交換が必要になるのと、今、小中学校は３５人学級で、昔のサイズで作られている教室の中に大きな机が入ってしまうと、今度はその教室内のスペースの取り方が難しくなるということ等もあります。

実際には今タブレットが使われだしたこともあって、机に附属して面積を広げるものとか、タブレットを立てられるものを附属するもの等々もあるのですが、やはりそういったものをつけると、当然に机を占有する面積が広くなってしまうと、今度はその机間の移動が難しい

ということも出てきてしまうので、何らかのタイミングでは、机の大きさについて検討していく必要があるかと考えております。冒頭に御質問のあった基準は、一番最初に導入したときに決めた旧ＪＩＳ規準に統一的に合わせていて、現在はそれと同じものを使っておりますが、今後、例えば学校の建替えですとか、そういったタイミングに合わせて、また机のサイズは検討していく必要があると認識してございます。

○教育施設計画担当課長　今、お話ありました建替えの整備水準の中でも、普通教室の大きさ、新ＪＩＳ規格の机の大きさを意識して、８メートル掛ける９メートルの７２平米というのを標準にしたいといった、少し大きなサイズの教室を用意することも考えてございますので、そういったタイミングを見て、大きな机になっていくのかなといったところでございます。

○教育総務課長　一般論として、子どもさんの身長ですとか、足の大きさですとか、そういったところでＪＩＳ規格は１９９９年に、だんだん子どもたちが大きくなってきているので改定されたと認識してございます。やはり子どもの体格を軸にしてそういう規格を設けて、今、それぞれ答弁させていただいた流れで、その手前の部分をちょっと申し上げたようなところでお受け止めいただければと存じます。以上でございます。

○繁田委員　もう１個だけいいですか。中学校と小学校の学年によって机の大きさは違うのですか。

○学務課長　現在は同じものを使っています。天板の大きさはもちろん一緒なのですが、机と椅子の高さは調節できるものになっているので、例えば椅子でいきますと、一番低いと３０センチ、一番高いと４６センチです。

○教育長　ありがとうございます。後ほど建替えの計画の関係で御説明があると思うのですが、先ほど施設計画担当課長のほうから「荒川区学校施設整備水準」、ここの５ページを見ていただくと、４番の諸室の詳細に普通教室の面積規模があって、その下にタブレットの利用や教科書サイズの規格に合わせた机の大きさ（新ＪＩＳ規格）を踏まえ、８メートル掛ける９メートルの７２平米ということで、今は大体８メートル掛ける８メートルですか。そうすると８掛ける８の６４平米のところを少し広めにとりますよと。建替えに合わせたこの新ＪＩＳ規格を入れていくという、そんな流れになるのかなと思います。また後ほど詳しく、できたら御質疑いただければと思います。

この６３８というのは、不足分を補充していくという、そんな意味でよろしいですか。

○学務課長　こちらの数字につきましては、各校で老朽化したもの、それから、増減を見込んだ形で年度当初にも調査をしていますが、実際に購入した後、配分の前に再度各校に調査して、配分をさせていただいております。

○教育長　ありがとうございます。昨年も同じようにこういった机と椅子の購入はあったと思い

ます。そのときも議論といいますか御質問があったかと思うのですけれども、以前は机を、卒業するときに思い出の品として小学生は持ち帰って家で使う、そのような事業があったかに思っているのですけれども、今はそういう取組というのはなされているのかどうかということなのですが。

○学務課長　現在は実施しておりません。こちらの事業は平成３年から平成２２年まで実施されていたものでして、入学する際に個人のものとしてお渡しをして６年間使って、卒業するときには持ち帰りが選択できる、持ち帰らない場合は海外に寄贈するということも一時期やっておりました。

　ただ、こちらも、机と椅子は１０年くらい耐用年数があるというものなのですが、６年間でお渡しをすると、１０年使えるものが６年で終わってしまうということ、もともとは物を大事にするという趣旨で始めたのですが、自分のものでなくても公共の物でも大事にしたほうが良いという視点も踏まえて、持ち帰りというのがなくなったと認識しています。

　平成２２年度まで実施していたのですけれども、後半の年になりますと、持ち帰りをされる児童生徒が全体の１３％ぐらいしかいなくなってしまったということもあって、事業としては終了したものと認識しております。

○教育長　ありがとうございます。小学生だけ、中学生はなかったのですね。

○学務課長　はい。

○教育長　分かりました。ありがとうございます。以前、御近所の人が持って帰ってきて、机ではない用途に使っているのを見たものですから。

　でも、それはそれで自分の思い出の品を持ち帰って、小学校６年間の思いもはせながら違う用途に使うという。なかなか家の中にまた机を１個持ってくるのも大変でしょうから。そういった形の使用の仕方もあったかなと記憶していたものだったものですから。ありがとうございました。

　他に御質問等あればお受けしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

○教育長　ないようであれば質疑を終了したいと存じます。

　議案第２０号につきまして、意見はございますか。

〔「なし」の声あり〕

○教育長　討論を終了いたします。議案第２０号につきまして、異議はございますか。

〔「異議なし」の声あり〕

○教育長　異議ないものと認めます。議案第２０号「財産の取得（児童生徒用机椅子）に対する意見の聴取について」につきましては、原案のとおり決定いたします。

続きまして、議案第２１号「令和９年度に特別支援学級で使用する一般図書の採択について」、教育センター所長より説明をお願いします。

○教育センター所長　それでは、議案第２１号「令和９年度に特別支援学級で使用する一般図書の採択について」、御説明をさせていただきます。

提案理由でございます。令和９年度に荒川区立小学校及び中学校の特別支援学級で使用する一般図書を採択するものでございます。

内容でございます。令和９年度に荒川区立小学校及び中学校の特別支援学級で使用する一般図書として、各学校が教科種目ごとに児童生徒の実態に応じた教科用図書を調査、研究し、その結果を受けて教育委員会において採択いたします。

別紙にて教科種目ごとの一覧にして、選定、採択いただきたい図書をまとめました。小学校１２冊、中学校３１冊となります。

令和９年度に特別支援学級で使用する一般図書の採択については、小中学校の特別支援学級で特別な教育課程を編成する場合は、学校教育法第９条、同法施行規則第１３９条の規定によって、教科により当該学年用の文部科学省検定済教科用図書を使用することが適当でないときには、当該学校の設置者の定めるところにより、ほかの適切な教科用図書を使用することができるということになってございます。

特別支援学級で使用する教科用図書は、いわゆる一般図書と呼ばれております。本区におきましては、東京都教育委員会が作成しております資料を参考に、各学校が使用する一般図書を調査、研究することとなってございます。

今回は、令和９年度から１１年度使用特別支援教育教科書調査研究資料及び令和８年度用一般図書契約予定一覧から、各学校が調査研究をいたしました。東京都ではこれら２種類の資料等に示される一般図書について、十分な調査研究を行ってございます。

本区で使用する一般図書につきましても、基本として都立特別支援学校で使用する図書と同じものを使用することにより、各特別支援学級の児童生徒の状況に応じた適切な図書を選択することができると考えております。

本日は、令和９年度荒川区立小学校及び中学校特別支援学級で使用する一般図書の調査のまとめを報告いたします。御審議、どうぞよろしくお願いいたします。

○教育長　ありがとうございました。ただいまの説明につきまして、何か御質問等ございますでしょうか。

○長島委員　表の赤字の意味、それから、子どもたち全員にわたるものなのか、それとも各学校に何冊かとかその区分と、学校によってこれも全部行き渡るのか、学校が希望したこれとこれみたいなものが行き渡るのか、そこら辺を教えていただけますか。

○教育センター所長　今３点御質問いただいたかと思うのですけれども、まず、赤字になっているところは、昨年度と変更した箇所となってございますので、児童生徒の実態に応じて調査研究をした結果、変更が生じているといったところでございます。

２点目でございますけれども、誰に渡るのか。これは教科書に代わるものになりますので、通常学級のお子さんですと教科書が配付されるのですが、知的学級のお子さんたちには、その一人一人の実態に応じて教科書をお渡しすることになっています。

そして昨年度の御記憶はありますでしょうか。文科省が出しているこの星本というのは、学年で分かれているのではなくて、この星の数でその内容が少しずつ難しくなっていくような形で、学年に縛ることなく、そのお子さんの実態に応じてこの教科書を使用します。今、一般図書もこの教科書に代わるものを選択して行いますので、それを使用していくということになります。今、選定いただく一般図書につきましても、教科書として使用するものになってございます。

ですので、学校によって異なるのかといったところにつきましては、この教科で今選定したものを、お子さんの実態に応じて、一人一人、そのお子さんにこの教科書に代わるものをお渡しする形になります。

○教育長　要は、赤字の部分というのは、新たな選定ということですか。赤字の意味ということですが。

○教育センター所長　数は決まっています。６学年としての進行となり、ただ、児童の実態に応じて選ぶので６段階、その中で変更が生じたものになってございます。

○教育長　その中で変更が生じたものが赤字で記されていると。使用する教科用図書についてはこれですと。そういう意味ですね。

○教育センター所長　さようでございます。

○教育長　その児童の、あるいは生徒の発達段階に応じた図書が使用されると。そういう流れですね。学校でそれはきちんとその児童の様子、あるいは生徒の様子を見ながら決めていきますと。そういうことですね。

○八木委員　すみません、中学校のほうは全教科ありますが、小学校は国語と算数だけですが、理科とか社会は特別支援学級ではやらないということですか。

○教育センター所長　特別支援学級で使用できる教科書としましては、文科省が検定を経た通常の教科用図書、それから文科省が調査するこの星本、それから、今、区教委が採択するこの一般図書になりますので、そういった中で組み合わせながら使用していくといったところと、あと、実際には、教科書を活用するというよりも、自立活動につなげるような形で、日常にあるものを工夫しながら授業を進行していくというところもあるというのが現状です。

○教育長　ありがとうございます。中学校のほうは全教科そろっているのだけれども、小学校のほうは国語、算数はこれも使いながらも、基本的には通常の教科書も使いながらという、そういう流れですかね。

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

○教育長　それでは、御質問がないようであれば、質疑を終了したいと存じます。

議案第２１号につきまして、御意見はございますでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

○教育長　討論を終了いたします。議案第２１号について異議はございますか。

〔「異議なし」の声あり〕

○教育長　異議ないものと認めます。議案第２１号「令和９年度に特別支援学級で使用する一般図書の採択について」は原案のとおり決定いたします。

続きまして、報告事項に移ります。初めに、報告事項ア「荒川区学校施設建替え計画の素案等について」、教育施設計画担当課長より説明をお願いします。

○教育施設計画担当課長　それでは、前回一度御説明いたしましたけれども、荒川区学校施設建替え計画の素案等について御説明をいたします。変更点を中心に御説明させていただきます。

それでは、項番２、計画の位置づけ等でございます。こちら耐用年数までに学校施設の建替えを計画的に行っていくため、策定するものといったところは変わりございません。

ただ、下記の３つの計画、上位計画の改定・変更も今後予定されておりますので、こちらにつきましては、改定をされた場合には、適宜整合を図るよう、計画の見直しや改定を検討してまいります。

項番３、計画期間でございます。令和８年度からおおむね３０年程度としてございます。前回の御報告では、令和３７年度までといったところで明記をさせていただいていたところでございますが、２校の工事費の高騰の状況ですとか、社会の情勢もまだまだ見通せないといったところから、おおむね３０年程度と書かせていただいております。

項番４、（１）（２）建替えの基本的な考え方、進め方につきましては、変更はございません。

それでは、おめくりいただきまして、（３）代替校舎の想定でございます。こちらにつきましては、荒川遊園Ｂ地区を加えました各地区おおむね１か所の設置としてございます。

（４）適正配置でございます。基準につきましては、小中ともに１２から１８学級といったところは変更ございません。②具体的な学校、汐入東小を汐入小に統合するといったところも変えてございません。

（５）から（８）までにつきましては、前回の御報告どおりでございます。

おめくりいただきまして、（９）、（１０）につきましても変更ございません。

それでは、２３ページの項番５、整備水準案概要でございます。

こちらも、基本的には表紙については変更していないところではございますが、一部、整備水準の記載につきまして、教員の皆様、また、児童生徒のアンケートをやっておりまして、その中の意見を整備水準に反映したといったところがございまして、その部分については変更しております。

具体的には、「荒川区学校施設整備水準（案）」の２４ページの項番６、整備水準（案）に反映した意見等といったところで、こういった意見があって、このように反映しましたといったところを、整備水準のほうにも反映したところでございます。

（１）基本的な考え方に、１点だけ変更がございます。「快適な空間及び維持管理のしやすい学校施設」といったところで「暑さ対策を実施し、良質な教育環境を確保」と表の記載にも入れさせていただいております。

もともと整備水準の中身については様々、熱中症対策等記載がございましたので、そちらを書かせていただいた形になります。

（２）施設構成と考え方については変更ございません。

それでは、最後に、項番６、プール施設と水泳授業等のあり方でございます。こちらについては変更ございません。

（３）基本的な考え方といたしましては、自校式プールの設置を見直し、集約化や区営・民間施設の活用を進めていく方向性でございます。

最後に今後の予定でございます。９月３日の文教・子育て支援委員会で素案の報告を予定してございます。なお、パブリックコメントを４日から実施する関係で、本日の区長定例記者会見で、パブリックコメントの周知につきましては、お知らせをさせていただいたところでございます。以上でございます。

○教育長　ありがとうございました。ただいまの説明につきまして、何か御質問等ございますでしょうか。今回、改めて素案という形でお示しをさせていただきました。昨年７月に中間報告ということでさせていただいて、その後、２月に一定のスケジュールの変更等があって、新たな中間報告と。この間、様々地域における説明会、また保護者への説明会等に加えて、いよいよ委員の先生方の御意見も踏まえた上での素案という形でまとまってきております。

前回でも御説明を差し上げたところでございますけれども、今、改めて委員の先生方から御意見を頂いて、さらには先ほどの今後の予定にもありましたとおり、パブリックコメントを実施して、さらなる意見を募って１１月に計画として発表していきたいと、そういった流

れになっておりますので、改めて御意見等いただければと思います。

先ほど教科書が置けるかどうかという机の大きさの話もありますけれども、細かいところを見ると、この間、議論してきた内容も踏まえて、改めて整備水準、それからプールのことも併せて書き込んでいるような状況がございます。

プールについても今後、全ての施設で建替えに合わせてプールを建設するというような流れにはならないので、拠点校化をしていくということもございます。

一方で、拠点校にするに当たっても、既存の学校の中でどこまで拠点校としての役割が担えるかというのもあります。それぞれ課題はあるわけなのですが、一定の方向性としてこうやって出させていただきましたので、今後、様々修正しながら精度を高めていくような、そんな内容になっていくかなと思います。具体化していく中で、しっかりとした案といいますか、計画として実施していくような流れになるかと思います。

何かございますでしょうか。

○長島委員　教えてもらいたいことが２つありまして、１つは、例えば素案の建替え計画の概要版の最初のページに、「背景・目的」の３つ目のボックスで、「ＩＣＴ化にも対応した学習・執務空間」という言葉を使っているのですけれども、１０年前、２０年前ですと、学習空間という言葉は使うし、執務空間という言葉も使うと思うのですけど、学習と執務とを合わせて学習・執務空間という言葉は今風というか、執務というのは教員のことですから、どのような意味が込められた言葉かなと思いまして、それについて教えてもらえればというのが１つ。

それから、学校施設の整備水準のところで、４ページの最初のほうに、考え方のところなのですけれども、枠で囲った「本整備水準は、『特別教室型』を基本として定めます」とあるのですけれども、「特別教室型」というのはどういうことなのか教えてください。その２つです、取りあえず。

○教育施設計画担当課長　学習・執務空間という言葉につきましては、確かに執務というと教員のことなのではないかといったところもあります。両方を指している部分がありまして、教室だと先生方も使うような執務空間でもあり、学習空間でもあるといったところで、学習・執務空間と書いてございます。

２点目の「特別教室型」と「教科教室型」の違いにつきましては、「特別教室型」というのは、理科室、家庭科室などの特別教室を一般のホームルームといったところとは別に設置するような、旧来の日本の学校は大半このような形式をとっているものでございます。「教科教室型」というのは、各学科が専用の教室を持って、生徒が時間割に従って教室を移動していくような方式でございまして、一般的には中学校から採用されております。尾久八幡中

でもこのような形式での「教科教室型」の学校になっております。

○長島委員　普通教室があって、それとは別に特別教室を設けるというのが「特別教室型」ということですか。

○教育施設計画担当課長　そのとおりでございます。本当に一般的な教室の形が「特別教室型」。何年何組の教室があって、特別教室があり移動するという形です。

○教育長　ありがとうございます。そのほか何かございますでしょうか。この間、様々な御議論いただく中で、私もずっと見てきたので、精度はかなり上がってきていると思うのです。最初は昨年７月から委員の先生方に御意見いただく中で、そういった御意見も踏まえて精度を上げてきたので、かなり整備水準も、またプールの在り方も含めて、一定の方向性がしっかりできてきているかなと思っています。その中でもいろいろ細かいところを見ていけば、様々な課題はあるかと思いますけど、先ほど申し上げたとおり、１つ１つ今後の具体化に合わせて対応していく必要があるかなと思います。

私のほうから代替校舎について。やはり子どもたちが、自分の学校を建て替えるに当たって、建て替える前の学校に通う児童あるいは生徒にとっては、建替えの期間については代替校舎に行く形になるので、代替校舎に行くという選択肢を最初からするのか、あるいは違う近隣の学校に行くのか、いろいろ保護者を含めて、児童生徒も考えるのではないかなと。とりわけ生徒はいろいろ希望があると思います。

その中で代替校舎であってもより魅力的な校舎であって、あそこの校舎であればぜひ行ってみたいと思えるような、そういったところもあるといいのではないかなと私は思うのです。例えば生涯学習センターだとか、あるいは汐入東小のような既存の学校あるいは施設ですと、なかなか難しい面もありますけれども、その中でも工夫をするだとか、あるいは遊園Ｂ地区のような新たに設置する施設であればどうかとか、また五中のように、第七峡田、七峡の児童にはどういった施設であったらどうだとか、いろいろ通ってみたい代替校舎というのもあるのではないかと思うし、代替校舎であっても魅力的であってほしいなという思いはあるのですけれども、渋谷区ですといろいろと工夫しているようですが、現時点での考え方というか、そういったことが何かあれば教えていただけますか。

○教育施設計画担当課長　渋谷区では令和８年３月に新しい学校づくり整備方針を改定して定めております。その中でも、仮設校舎の使用については複数年の利用が見込まれることから、より快適性の高い校舎となるよう工夫するとしまして、廊下も含めた冷暖房設備の設置、また温水洗浄便座付きトイレ等を設置していることも認識してございます。

当課の職員も、この渋谷区の仮設校舎２校につきまして視察に行って、具体的に実際のものを見て、かなりよいものが入っているなと感じたとのことです。これから代替校舎を４か

所設置予定でございまして、特に第五中の敷地内、また、荒川遊園Ｂ地区に設置します代替校舎は新たに設置するもので、また、複数年使用する校舎になりますので、建替期間中、少し離れた場所の代替校舎に通うことになる子どもたちにとって、学校に行きたくなるような、きれいで快適な校舎となりますよう、具体的な検討方法を進めていきたいと思っております。

○教育長　ありがとうございます。代替校舎であっても魅力ある校舎であるというのは、全ての代替校舎についてそうであるとはなかなかいかないと思いますが、できる限りの、予算もある中でも工夫していきたいと私も思いますし、子どもたちは建て替えた後のその新しい学校に行きたいという思いはあると思うのですが、その前に代替校舎で卒業をする児童あるいは生徒もいるので、そういった児童あるいは生徒のために代替校舎の工夫もしていく必要があるかなと思いますので、ぜひその点については今後しっかりと工夫していただければと思います。よろしくお願いします。

ほかにいかがですか。何か。建替えに当たっての一般的な御意見でも結構ですし、何かあればお受けしますが。

○繁田委員　「学校施設の利用」のところで、避難所としての機能は関係部署と連携してとあるではないですか。質問されたときの答えはちゃんと用意されておいたほうがいいだろうなと。３０年なので、１回、２回災害が起こるつもりで、大体避難所というと精神障がいの方とか、妊産婦さんとかは後回しになってしまうというか、使ってみたら不便だったみたいなことが多いので、そういうところを配慮した質問があったときに答えが出ると、さすが荒川区となると思います。

○教育施設計画担当課長　代替校舎の使用期間中は、やはりどうしても１か所工事中になってしまいますので、その校舎の避難所は使えないといったところになります。そこについては、きちんと代替の避難所をなるべく近くに設けて、あと周知も含めて、先生おっしゃったように、妊産婦さんですとか、病気をお持ちの方の避難、配慮を要する方の計画についても、きめ細やかにしていく必要があると考えてございます。

○教育長　熊本地震を見ても、やはり災害時の被災者の生活というのは非常に大変なものだなと私も思います。東京ですと、例えば体育館もほとんど冷暖房化されていて、荒川区においては体育館の冷暖房は全てなされていますし、普通教室、特別教室にも入っているというのはありますけれども、一方で、建替中に避難所として使えないような、使用できない場合の代替校舎の活用だとか、あるいは、その避難者をどこに分散させるかとか、いろいろな課題があると思うので、その辺はやはり危機管理部門としっかり調整しながら進めていく必要があると思います。

これだけ災害が激甚化していくと、本当に想定できないようなことも起こると思うので、

その点については、学校施設は地域の、皆さんのためのものでもあるので、しっかりと考えていく必要があるかと思います。

そのほか、何かございますでしょうか。

○長島委員　建替計画の素案の２６ページの「■まとめ」となっているのですけれども、中身を読むと、学区域の変更という内容のほうが中身をよく表していると思いますが、全体的なことも書いてあるのでまとめということなのか、「学区域の変更」と書くとちょっと刺激が強いということなのか、そこら辺はどうでしょうかということなのですが。

○教育施設計画担当課長　少しページが飛んで恐縮ですけれども、１９ページの「配置状況の整理」を受けての「まとめ」になっております。学区域の変更といったところはなかなか、やはり旧来からの町会のつながりですとか、親御さんもその学校に行っていたとかいう伝統もあって、なかなか難しいといったところでまとめさせてございます。

○長島委員　分かりました。

○教育長　ありがとうございます。何かタイトルを工夫したほうがよろしいですか。例えば１５ページの「建替えを含めた今後の学校施設のあり方」のまとめと捉えられがちかもしれないので。中身を読むと違うというのが分かるのかもしれませんけれども。タイトルを少し工夫しますか、ここは。全体のまとめというのではなくて、そこはちょっと工夫していただければと思います。

○教育施設計画担当課長　教育長がおっしゃられたとおり工夫させていただきます。

○教育長　ありがとうございます。そのほか御質問があればお受けいたしますが、よろしいですか。

〔「なし」の声あり〕

○教育長　それでは、この件につきましては以上とさせていただきます。

続きまして、報告事項イ「自閉症・情緒障害特別支援学級の整備について」、教育センター所長から説明をお願いします。

○教育センター所長　では、資料を御覧ください。裏面には平面図がございますので、そちらも合わせて参考に御覧いただければと思います。

「自閉症・情緒障害特別支援学級の整備について」でございます。

項番１、概要でございます。区内中学校に自閉症・情緒障害特別支援学級を令和１０年度に設置し、特別支援教育の充実を図ってまいります。

項番２、目的でございます。自閉症等の生徒に対して、発達の特性に応じたきめ細かな支援、指導を行うことにより、教育的ニーズに的確に応じるとともに、安心して学べる環境を整備することを目的としてございます。

項番３、経緯でございます。近年、荒川区立小中学校において、自閉症を含む発達障がい等の児童生徒の人数は、大幅に増加している現状がございます。参考に、下に人数を書かせていただいてございますが、令和８年度は令和３年度と比較して、小学校が１．６倍、中学校が１．８倍となってございます。

また通常の学級に在籍しながら、現在、特別支援教室での週１回の指導を受けているのですけれども、その指導のみでは課題の改善が困難な児童生徒もおりまして、近隣区でも順次、新設されている状況と合わせて、常時少人数での環境で個々に応じた指導が受けられる自閉症・情緒障害特別支援学級の設置が求められています。

項番４、開設時期でございます。令和１０年４月開設予定でございます。

項番５、開設校及び整備箇所でございますが、第七中学校校舎１階に設置いたしまして、自閉症・情緒学級教室２室、カームダウンスペース１室、学級担任職員室１室を整備していく予定でございます。

項番６、想定学級数・生徒数でございます。現時点ではございますが、２学級、生徒１６名以内、教員３名を想定してございまして、支援員４人の配置を見込んでございます。

今後の予定でございます。令和８年９月３日、文教・子育て支援委員会に報告を予定してございます。その後、来年度になりますが、５月上旬、希望者対象の保護者説明会を皮切りに就学相談等を開始し、入級に向けた準備をしてまいります。合わせて、同時期に自閉症・情緒学級の改修工事を行いまして、令和１０年４月、自閉症・情緒学級の運営を開始していく予定でございます。以上でございます。

○教育長　ありがとうございました。ただいまの説明につきまして、何か御質問等ございますでしょうか。

第七中学校のほうに初めて自閉症・情緒障害特別支援学級ということで、固定級ということで設置する運びになります。知的障がいのある児童生徒ではなく、情緒障がいあるいは自閉症ということで、特別支援教室に通っている子どもたちの中でこちらを希望すれば、こちらの学級で、固定級の中で学びをするという流れになっています。

ちょっと私のほうから。小学校で５２６名、中学校で１１８名、１．６倍、１．８倍と特別支援学級に通う子どもたちが増えているということなのですが、８年度でいうと、全体の割合というのでしょうか、パーセントはどんな感じですか。

○教育センター所長　令和８年５月１日時点の人数にはなりますけれども、通常の学級の児童数が８，６３４名、そのうち、特別支援教室を利用されているお子さんが５２６名ですので、小学校に関しましては６．０９％。中学校に関しまして、通常の学級の生徒数が３，２７１名。そのうち、特別支援教室を利用しているお子さんが１１８名ですので、割合としては３．

６１％になってございます。

○教育長　ありがとうございます。中学校のほうは３．６１。今のお話ですと、人数としては小と中で規模が違うということで、人数が異なるのは分かるのですが、パーセントで６％強のところが３％強ということで、半分まで行かないですけれども、中学生になってくると、割合としては減ってくるという状況がありますが、これについてはどういったことが考えられるのか、把握しているところはありますでしょうか。

○教育センター所長　実際に考えられることとして、２点あるといったところでございます。まず、１点目は、特別支援教室の制度です。自閉症・情緒障がいのお子さんたちに対するそういった支援が非常に浸透してきた結果、やはり小学校では早期発見、早期支援というのが非常に進んできていると感じています。また、保護者の理解が得やすく、保護者の意向で入級につながっているというのですか、支援につながっていくことが多い。中学校では、だんだん自我も芽生えてきますので、本人の希望というものも反映されてくるので、そういった年齢的な成長の違いというのがまず１つ考えられます。

もう１つは、発達障がいの特性について、やはり小学校時代にある程度、この支援教室で指導・支援を受けてきた中で、個々の課題の対処方法を本人なりに習得をし始めて、例えばですが、困ったときは誰かに声をかけて「困ったよ」と言えるようになったとか、また、イライラしてもう何か物に当たりたいというときに、ちょっとノートに書いて少し気持ちを抑えられるようになったとか、何かそういった対処方法を自分なりに習得して、それが学校生活の中で生かせて過ごせるようになってきているというのが理由になると考えてございます。

○教育長　ありがとうございます。ただいまの説明は非常によく分かりました。小学校で特別支援教室に通うことでそういった課題をクリアしながら、中学校ではある意味特別支援教室を卒業するみたいな、そういった意味合いも出てくるのかなと思います。それが子どもたちの成長なのだと思います。そういったことで言えば、荒川区の特別支援教育がしっかりとなされていく中で、そういった結果が出ているかなと思います。ありがとうございました。

その他何か御質問はございますか。

○長島委員　第七中学校に設けられた場合、区内の中学校のどこの中学校からでも希望すれば、定員はあるかもしれませんが、通えるわけですね。

○教育センター所長　はい、基本は通えます。

○長島委員　通学の方法はどうなるのでしょうか。

○教育センター所長　基本は就学相談の審査というか、入級希望があれば審査を通して入級が決定していくのですけれども、どの中学校からでも希望者は通えるようになるというか、在籍としてそこで学ぶことができます。

実際には、自宅からもちろん徒歩で来られるお子さんは徒歩で通っていただくことになりますけれども、都電荒川線の荒川遊園前やＪＲ高崎線の尾久駅から通学するお子さんも想定されるかなと考えてございます。

○教育長　場合によっては荒川区全体から通ってくるということなので、遠い方は公共交通機関を使う方もいるでしょうし、明治通りは都バスも走っているので、都バスで来ることも考えられるかなと思います。

今後、この１校だけということなのか、展開するのかその点についてはいかがですか。

○教育センター所長　実際にはニーズとして高まりがあるといったところは認識してございますので、まずは第七中学校で実施、開設をいたしまして、その後、現状を把握しながら必要であれば、またその際に検討していくということが出てくると思ってございます。

○教育長　ありがとうございます。今のお話ですと、第七中学校、場合によってはほかの学校ということもありますし、当然小学校も今後検討することになるだろうと思います。

ほかはいかがでしょうか。

○繁田委員　ちゃんと理解ができてないので教えていただきたいのですけれども、教員３名とあるですが、中学校は教科担任ではないですか。それがすごく気になったのですが。

○教育センター所長　こちらは特別支援学級になりますので、その定員配置の教員の数というのは、８人に対して１名の配置で、１学級設置すると１人追加でつくため、複雑なのですけど、３名の教員の配置となっています。もちろん、知的な遅れはございませんので通常の教科をしつつ、自立活動といったコミュニケーションであったり、そういったところも学ぶことになります。そういった意味では、通常の教科に加え、また時数の少ない音楽ですとか、そういった教科につきましては、その学校の先生方のお力等もお借りしながら授業を計画的に進めていくことになります。また、補助員とか講師等の対応というものも検討の中に含まれているかと思います。

○教育長　ありがとうございました。ほかにありますでしょうか、よろしいですか。

〔「なし」の声あり〕

○教育長　それでは、この件につきましては以上とさせていただきたいと思います。

次にその他の報告事項です。教育委員会の日程につきまして、事務局から何かございますか。

○教育総務課長　改めまして、冒頭で教育長から委員の方々に御礼があったと存じます。本会の開始時間を急遽３０分早めさせていただくなど、御協力を頂き、改めまして私からも御礼申し上げます。今後このような定例会の後に委員の方々が御出席なさる公務が発生する場合につきましては、案件数をよく勘案した上で、今回のような形で開会時間を早める場合もある

ということをお含みおきいただければと存じます。当然ながら、なるべく早めに今後は開始時間を早めますという御案内を差し上げるよう努めてまいりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

御案内のとおり本日３時から、間もなくでございますけれども、中学校防災部の釜石市被災地訪問報告会がございますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それ以外の予定につきましては、資料に記載のとおりでございます。以上でございます。

○教育長　ありがとうございました。本日のように、去年もそうでしたけれども、小学校長会との懇談会ですとか、中学校長会との懇談会ですとか、この後に何かある場合には少し早めに開催することがあると思いますので、よろしくお願いします。

以上をもちまして、教育委員会令和８年第１６回定例会を閉会といたします。ありがとうございました。

―了―